次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］		［同上］	
ザル　オッペンハイム　ジュ　ドイツ連邦共和国　ケルン市　ウンター　ザクセンハウゼン　四ニア　アンド　サイ　アー		ザル　オッペンハイム　ジュ　ドイツ連邦共和国　ケルン市　ウンター　ザクセンハウゼン　四ニア　アンド　サイ　アー	
ゲー　アンド　カンパニー		ゲー　アンド　カンパニー	
コマンディトゥゲゼルシャフト　アウフ　アクティエン		コマンディトゥゲゼルシャフト　アウフ　アクティエン	
		ビージーエル　ビーエヌピー　パリバ	ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ジョン　エフ　ケネディ　アヴェニュー　五十
［略］		［同上］	
インダストリアル　アンド　コマーシャル　バンク　オブ　チャイナ　サービシズ　エルエルシー	アメリカ合衆国　ニューヨーク州　ニューヨーク市　ブロードウェイ　千六百三十三	インダストリアル　アンド　コマーシャル　バンク　オブ　チャイナ　サービシズ　エルエルシー	アメリカ合衆国　ニューヨーク州　ニューヨーク市　ブロードウェイ　千六百三十三
ミズホ　トラスト　アンド　バンキング（ユーエスエー）	アメリカ合衆国　ニューヨーク州　ニューヨーク市　ウエストフィフティース　ストリート　百三十五		
［略］		［同上］	
バンク　オブ　アメリカ　ナショナル　アソシエーション	アメリカ合衆国　ノースカロライナ州　シャーロット市　スイート　百七十　ノース　トライオン　ストリート　百	バンク　オブ　アメリカ　ナショナル　アソシエーション	アメリカ合衆国　ノースカロライナ州　シャーロット市　スイート　百七十　ノース　トライオン　ストリート　百
バンク　オブ　アユタヤ　パブリック　カンパニー　リミテッド	タイ王国　バンコク都　ヤーンナワー区　サブ　ディストリクト　バンフォンファン　ラーマ　サード　ロード　千二百二十二		
デポズィット　セントラル　デ　ヴァロレス　エッセアー　デポズィット　デ　ヴァロレス	チリ共和国　サンティアゴ市　ラスコンデス区　アポキンド通り　四千一		
備考　表中の［　］の記載は注記である。			

○法務省告示第二十三号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十三日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関	イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関